

平田村「はぴ福なび」会員登録補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 村は、未婚・晩婚化の解消により少子高齢化の進行を抑制し、結婚を希望する独身者の出会いの場を支援する目的で、ふくしま結婚・子育て応援センターが運営するふくしま結婚マッチングシステム「はぴ福なび」(以下「はぴ福なび」という。)の会員登録に要する経費に対し、平田村補助金等の交付等に関する規則(昭和52年平田村規則第14号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 独身者 40歳以上の配偶者のない者
- (2) 会員 当該年度の4月1日から3月31日までの間に、はぴ福なびの会員として登録され、補助金の交付の申請日において退会していない者
(補助対象者)

第3条 補助の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本村に住民登録のされている者
- (2) 40歳以上の独身者である者
- (3) はぴ福なびの会員登録をした者
- (4) 村税及び使用料等の滞納がないこと。
- (5) 平田村暴力団排除条例(平成23年平田村条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、はぴ福なびの入会登録料とし、補助金の額は1人につき5千円とする。

(補助金の交付の対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該年度末日までに、平田村「はぴ福なび」会員登録補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 身分証明書(運転免許証等)の写し
- (2) はぴ福なび入会登録料の支払を証明する書類
- (3) その他村長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、申請者1人につき通算2回までを限度とする。

(補助金の交付の決定)

第7条 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、平田村「はぴ福なび」会員登録補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

第8条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、第6条第1項の規定による申請書の提出をもってなされたものとみなす。

2 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、前条の規定による通知をもってなされたものとみなす。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、平田村「はぴ福なび」会員登録補助金交付請求書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 村長は、申請者が虚偽の申請その他不正行為により補助金を受領した場合は、既に交付されている補助金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。